

大阪市立岸里小学校 いじめ対応フロー図

令和7年4月

教職員研修について=年1回以上校内研修を実施する。

(管理職による校内研修や教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の
伝達研修、オンデマンド研修、e ラーニング研修等を1回以上)

未然防止のために=他者理解に基づく集団育成を行う。「わからなさ」を大切にした協働的な授業づくりを行う。

早期発見のために=
・日々の観察 　・いじめアンケートの実施（各学期に1回、年間3回）
・教育相談の実施（各学期1回、年間3回） 　・SCによるカウンセリング
・家庭や地域との連携 　・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員 　・いじめと疑われる行為を発見した 　・児童生徒から相談や訴えがあった 　・外部から通報があった
　・保護者から相談や訴えがあった 　・いじめアンケートに記載があった 等
※ チーム（学年）会、校務部会で情報を共有し、教職員が連携して、聞き取り等を実施する、
校長・教頭 　・管理職への報告 　・いじめ対策のための組織（いじめ対策委員会）会議の開催

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階より SCによる心のケア

被害児童

加害児童

その他の児童

- ・聞き取り方法（どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか？聞き取る内容は？）

担任・関係教員・生活指導部長等 　・児童生徒からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童への具体的な支援の方法（どの教職員が、どのような支援を、
どのように行うか？）
- ・加害児童への具体的な指導の方法（どの教職員が、どのような指導を、
どのように行うか？）
- ・保護者への連絡について（判明した現時点の事実をタイムリーに）

いじめ対策のための組織会議

